



# 土木工事積算要領の 改定・追加・訂正

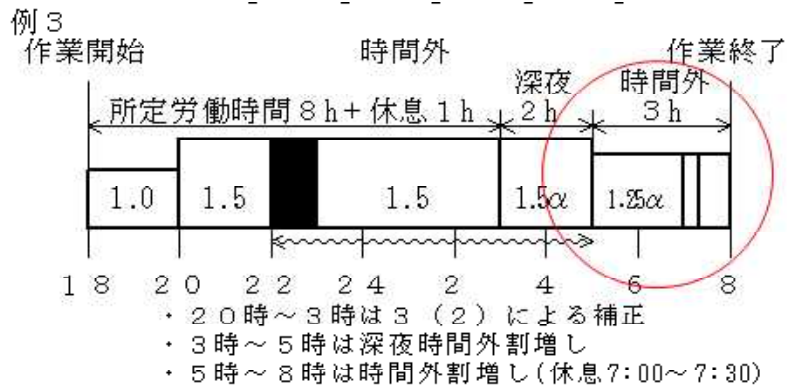
ページ

土木編

改定 追加 **訂正**

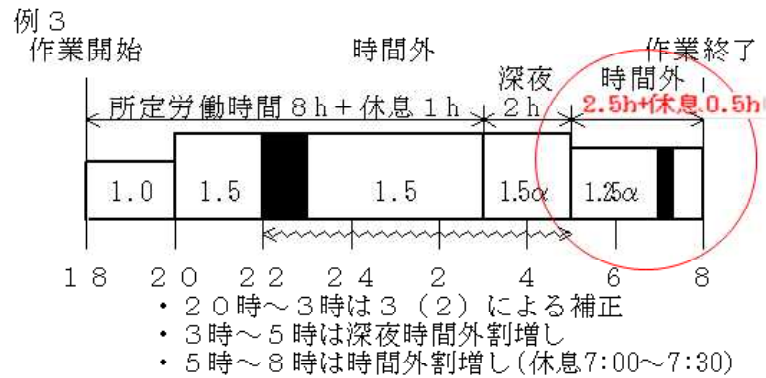
適用年月日（平成30年10月1日以降積算基準日適用）

土木P75



誤

土木P75



正

## 2) その他

- イ) 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、施工地域を考慮した補正のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。
- ロ) 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

表 4-1 工種別現場管理費率標準値表

工種区分	純工事費	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
	下記の率とする	A	b	
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71
鋼橋架設工事	46.66	276.1	-0.1128	26.66
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72
橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60

(注) 橋梁保全工事については「10億円を超えるもの」、を「3億円を超えるもの」に読み替える。

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

## 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b$$

ただし  $J_o$  : 現場管理費率 (%)

$N_p$  : 純工事費 (円)

$A \cdot b$  : 変数値

(注)  $J_o$  の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

工種区分は、「表1-1、1-2、1-3、1-4 工種区分表」による。

表 4-2 工種別現場管理費率標準値表

工種区分	純工事費	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は次による。		下記の率とする
	下記の率とする	A	b	
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34

## 7. 労務単価の補正

### 1. 時間外や深夜作業を行う工事の積算

下記に示すような場合は、労務単価の補正を行うものとする。

- 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて作業を計画する場合は、次のとおり補正する。
  - 深夜時間（22時～5時）については深夜時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×1.5）とする。
  - 上記（1）以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×1.25）とする。

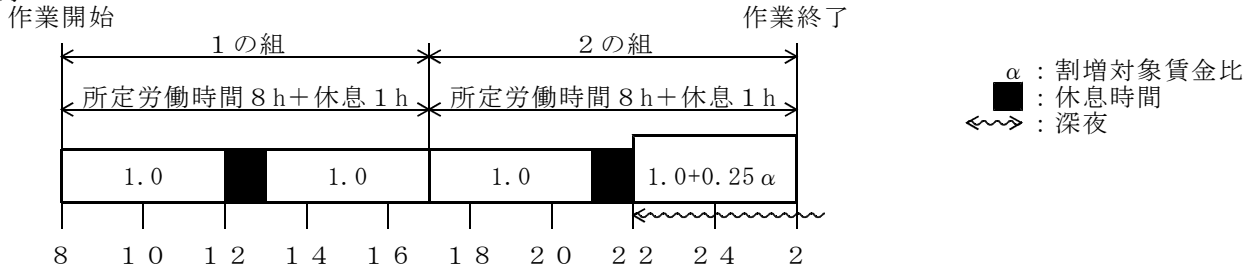
なお、休息は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休息を与えるものとする。
- 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8時間＋休息時間1時間）内は、基準日額とする。  
 なお、深夜時間（22時～5時）については、深夜割増し（基準日額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。  
 ただし、2交替の場合であって、所定労働時間を超えた時間帯は、時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準日額×割増対象賃金比×1.5）とする。（例1、2）
- 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合は、次による。（例3）
  - 所定労働時間内で6時～20時にかかる時間帯は、基準日額とする。
  - 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は基準日額×1.5とする。

ただし、作業開始から所定労働時間内とし、所定労働時間を超えた時間帯については前の1項による。

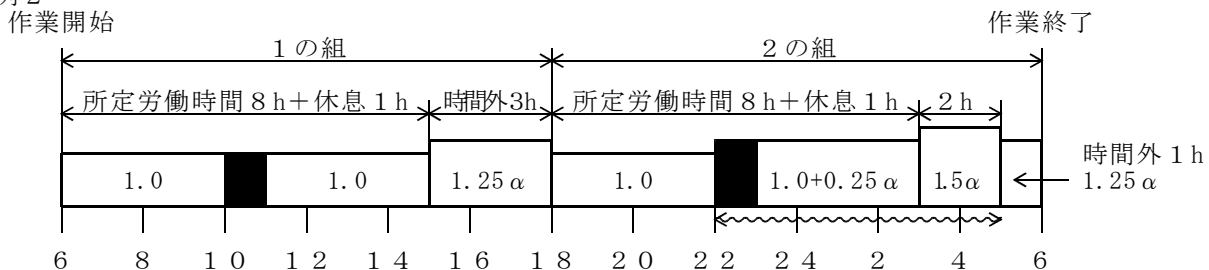
### 2. 時間的制約を受ける工事の積算

注 7) 労務費の補正は、全体の労働に対する（※）労務費調整係数（w）を算定し、基準日額を乗じて算出。  
 1) 交通誘導警備員の労務費補正は、上記（w）の分母を8hに固定し、基準日額を乗じて算出。

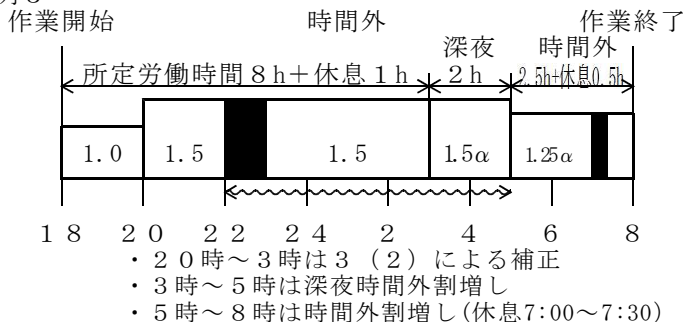
例1



例2



例3



$$\begin{aligned} & 7) \text{ 労務費の場合} \\ & (\text{※}) \text{ 労務費調整係数 (w)} \\ & = \frac{2\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5 + 2\text{h} \times 1.5 \times \alpha + 2.5\text{h} \times 1.25 \times \alpha}{2\text{h} + 6\text{h} + 2\text{h} + 2.5\text{h}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & 1) \text{ 交通誘導警備員の場合} \\ & (\text{※}) \\ & = \frac{2\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5 + 2\text{h} \times 1.5 \times \alpha + 2.5\text{h} \times 1.25 \times \alpha}{8\text{h}} \end{aligned}$$

- ・ 20時～3時は3（2）による補正
- ・ 3時～5時は深夜時間外割増し
- ・ 5時～8時は時間外割増し（休息7:00～7:30）